



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第755号 令和6年10月18日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
501	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
502	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
503	土地改良区の合併を認可した件	農山漁村振興課
504	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
505	都市計画事業を認可した件	都市計画課 まちづくり室
506	都市計画事業の変更を認可した件	同
507	公有水面の埋立てを承認した件	河川政策課

### 【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
11	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第五百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
ビオラ合同会社	徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一 アルファステイツかちどき橋八〇三号室	ヘルパーステーション ビオラ	徳島市八万町内浜一三〇番地一 森住宅C棟C 一号室	訪問介護	令和六年七月二十六日	令和六年八月三十一日	
同	同	訪問看護ステーション ビオラ	同	訪問看護	同	同	
有限会社ミマメディカルサービス	板野郡板野町羅漢字野神六〇番地の一	リハビリ・デイサービスこころ	板野郡上板町西分字山下一二番地の三	通所介護	同 十八日	同	
合同会社輪	同 上板町佐藤塚字東三八四番地二四	デイサービスセンター ーリン	名西郡石井町浦庄字下浦三四一番地一	同	同 十三日	同 八月十五日	

徳島県告示第五百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	名 称	名 称	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所	種 類	サ ー ビ ス の	廃 止 の 届 出	廃 止
ピオラ合同会社	徳島市かちどき橋一丁目三 七番地の一 アルファステ イツかちどき橋八〇三号室	訪問看護ステーション ピオラ	徳島市八万町内浜一三〇番 地一 森住宅C棟C 一号 室	介護予防訪問 看護	令和六年七月 二十六日	令和六年八月 三十一日		

徳島県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 合併後存続し、定款を変更する土地改良区の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吉野川下流域土地改良区	板野郡上板町

二 合併により解散する土地改良区の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吉野川土地改良区	徳島市川内町

三 認可年月日

令和六年十月一日

徳島県告示第五百四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

同	同	同	同	同	同	処分をした	処分を受けた者	処分の内容	処分の原因となつた事実	
						年月日	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名			許可番号
同	同	同	同	同	同	令和六年六月三日	株式会社徳島総合開発 徳島市佐古八番町五番七号 佐藤 守	徳島県知事許可 （般一〇六） 第七七一二号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同	同	同	同	同	同	同日	株式会社阿波建設 阿波市市場町香美字住吉本一六四番地一 川又 章	同 （般一〇三） 第七七一九四号	同 （土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同	同	同	同	同	同日	株式会社共立電機工業 吉野川市鴨島町麻植塚二七一番地 勝江 信幸	同 （般一〇一） 第七七〇一九号	同 （電気工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同	同	同	同	同	同日	小西空調	同	同	同





同 十七日	同 十一日	同 十日	同 五日	同	同 四日	同 三日	二十二日
鳴門市大麻町板東字拾八七一番地二	岡田 千恵	永岡 洋二	柴折 宏一	濱田 真好	内藤伸二	島津 宏基	板野郡松茂町広島字北ノ川四七番地二七 森田 隆義
本城建築設計事務所	木頭開発株式会社 那賀郡那賀町木頭西字北野一〇四番地二	ヤマトエンジニア合同会社 阿南市福井町浜田一一八番地三	桜井建設株式会社 鳴門市北灘町折野字桜井二四番地の七	株式会社メモリアルもり 小松島市江田町字敷地前四四番地の七	内藤電気株式会社 徳島市名東町二丁目五番地一 川上マンション三〇五	NOAH水道設備 板野郡板野町大寺字岡ノ前六二番地一	
同 第十七号	同 第一三四三号	同 第三〇一三二号	同 第一三四号	同 第七〇〇〇七号	同 第七〇六三四号	同 第七五一三八号	同 第五九四六号
同 (一般一〇一)	同 (特一〇一)	同 (一般一〇三)	同 (一般一〇三)	同 (特一〇三)	同 (一般一〇二)	同 (一般一〇四)	同 (一般一〇三)
同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び解体工事業に関する特定建設業許可)	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同 (解体工事業に関する特定建設業許可)	同 (建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガ ラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及 び建具工事業に関する一般建設業許可)	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼 構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設 工事業に関する一般建設業許可)
同	同	同	同	同	同	同	

	本城学			
同 二十六日	西川タイル 鳴門市撫養町木津五三〇番地八 西川 直宏	同 (般一〇四) 第七五二三四号	同 ( タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業許可	同
同 二十七日	株式会社シンプル 吉野川市鴨島町上下島四九三番 地九 高根 慶雄	同 (般一〇六) 第七七〇一六号	同 ( 建築工事業に関する一般建設業許可)	同

徳島県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

阿南市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 阿南市公共下水道（春日野処理区）

三 事業施行期間

令和六年十月十八日から

令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

阿南市羽ノ浦町春日野地内

2 使用の部分

小松島市立江町字赤石地内

徳島県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

吉野川市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 吉野川公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月二十五日から

令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第五百七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり承認した。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 承認を受けた者

1 氏名又は名称 国土交通省四国地方整備局

2 住 所 香川県高松市サンポート三番三三号

3 代表者の氏名 国土交通省四国地方整備局長 豊口佳之

4 代表者の住所 香川県高松市番町四丁目一五番一八号

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

板野郡松茂町豊久字朝日野の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成二十年五月十二日付け国四整港管第三三 二号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（DLEプラス一・六五メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 国土地理院笹木野二等三角点（北緯三四度〇七分〇三秒七七五五、東経一三四度三六分一二秒三九三六。以下「基点」という。）から一二八度一七分四四秒二、四〇八・五一メートルの地点

の地点 の地点から一〇一度五五分〇三秒〇・四〇メートルの地点

の地点 の地点から一六七度二八分五九秒七二・三〇メートルの地点

の地点 の地点から二五七度二八分五九秒四・六八メートルの地点

の地点 の地点から一六七度二八分五九秒四三・三七メートルの地点

の地点 の地点から一九一度五五分〇七秒一〇〇・七〇メートルの地点

の地点 の地点から二一六度四一分四七秒三八・五〇メートルの地点

の地点 の地点から二二六度四一分四七秒八・〇一メートルの地点

の地点 の地点から二二六度四一分四七秒八七・〇四メートルの地点

の地点 の地点から三〇六度四一分四七秒五・九二メートルの地点

の地点 の地点から七三度 八分〇一秒七・六〇メートルの地点

(三) 面積 九、五九七・九二平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

板野郡松茂町豊久字朝日野の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とキの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 基点から一二一度五三分一五秒二、二八七・三七メートルの地点

イの地点 アの地点から一〇一度五五分三八秒四九〇・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九一度五五分三八秒八九〇・〇〇メートルの地点  
エの地点 ウの地点から二八一度五五分三八秒四八五・〇〇メートルの地点  
オの地点 エの地点から三四七度一六分一三秒二五四・二四メートルの地点  
カの地点 オの地点から七四度 五分四〇秒一〇八・五〇メートルの地点  
キの地点 カの地点から七三度一二分三六秒五・八三メートルの地点

(三) 面積 四四九、八九四・四六平方メートル

埋立地の用途 飛行場施設用地

四 三 承認の年月日 令和六年九月二十五日

## 徳島県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和6年10月18日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

### 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

#### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

#### (2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

#### (3) 実施期日

##### ア 新規取得講習

令和6年11月25日（月）から同月29日（金）まで及び同年12月4日（水）から同月6日（金）までの8日間（同年11月25日から同月29日まで、同年12月4日、同月5日は午前9時から午後4時50分までとし、同月6日は午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は同年11月25日の午前9時から午前9時20分まで、オリエンテーションは同日午前9時20分から午前9時50分までとする。

##### イ 追加取得講習

令和6年11月28日（木）、同月29日（金）、同年12月4日（水）から同月6日（金）までの5日間（同年11月28日は午後2時から午後4時50分まで、同月29日、同年12月4日、同月5日は午前9時から午後4時50分まで、同月6日は午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、同年11月28日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

#### (4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

### 2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

### 3 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和6年10月28日（月）から同年11月1日（金）まで

b 追加取得講習

令和6年10月30日（水）から同年11月1日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締

め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。

）1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当す

る者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であつて、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和6年11月5日（火）から同月8日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては47,000円を、追加取得講習にあつては23,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本を持参すること。

(3) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、受講者に口頭又は徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。